

納税の時にあわてない為に



# 消費税納税 定期積金

納税に備え計画的に資金を準備するための定期積金です。

店頭表示  
金利  
(利回り)

+ 店頭表示金利  
(利回り)の

2倍を上乗せ

ご利用いただける方 法人・個人事業主

お積立金額 1万円以上(1,000円単位)

ご契約期間 6ヶ月以上1年以内(月単位)

利率 店頭表示金利(利回り)+店頭表示金利(利回り)の2倍を上乗せ

● 店頭に商品概要説明書をご用意しております。  
その他ご不明な点は店頭または営業担当まで  
お問い合わせください。



千葉信用金庫

# 消費税納税定期積金 商品概要

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 商 品 名                        | 消費税納税定期積金   |
| ご利用いただける方                    | 法人および個人事業主  |
| 契 約 期 間                      | 6か月以上1年以内(月単位)  |
| 払 込                          |   |
| 払 込 方 法                      | 定期または数回にわたり掛金の払込ができます。  |
| 払 込 金 額                      | 10,000円以上   |
| 払 込 単 位                      | 1,000円単位  |
| 支 払 方 法                      | 満期日(払込が遅れた場合は修正満期日)以降に一括して給付契約金をお支払いします。  |
| 利息(給付補填金)                    |   |
| 適 用 金 利<br>(利 回 り)           | ●固定金利(店頭表示金利(利回り)+店頭表示金利(利回り)の2倍を上乗せ)<br>契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。<br>※適用金利は金利情勢等の動向により変更となる場合があります。  |
| 給付補填金の支払方法                   | 給付補填金は満期以後に一括してお支払いします。   |
| 計 算 方 法                      | 付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。   |
| 税 金                          | ●個人事業主の給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。<br>(なお、マル優は利用できません。)<br>●法人は総合課税となります。   |
| 付 加 可 能<br>特 約 事 項           | ●普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。   |
| 中 途 解 約 時<br>の 取 扱 い         | 満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について解約日の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。  |
| 金 利 情 報 の<br>入 手 方 法         | 金利(年利回り)は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。  |
| 苦 情 処 理 措 置<br>・ 紛 争 解 決 処 理 | <p><b>【苦情処理措置】</b><br/>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時~17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b><br/>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。<br/>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。<br/>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。<br/>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。<br/>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| そ の 他 参 考<br>と な る 事 項       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または、約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を差し引かせていただきます。</li> <li>●満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>●この預金は、「定期積金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。</li> <li>●預金保険制度の付保対象預金です。<br/>元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。<br/>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>  |